

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源のCO₂の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進めるとともに、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用することによる低炭素化の取り組みを支援することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入や廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用するなどにより、廃棄物処理施設及び周辺施設におけるCO₂排出抑制を図るなど低炭素化の取り組みを支援するため、以下の（1）～（5）の事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

- （1） 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業
- （2） 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業
- （3） 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備等を導入する事業
- （4） 熱導管等廃棄物処理により生じた熱を利活用するための設備を導入する事業
- （5） 廃棄物処理施設からの余熱や発電した電気を地域において有効利用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業

第3 補助金の交付事業

- （1） 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

①第2(1)、(2)については、次に条件に該当する者。

- ・人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域(次に掲げる各法に定める地域)を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

- ・離島地域 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ・奄美群島 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する区域
- ・豪雪地域 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- ・山村地域 山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条に規定する山村
- ・半島地域 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ・過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

②第2(3)、(4)、(5)については、次の条件に該当する者。

- ・民間企業
- ・地方公共団体
- ・独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ・その他環境大臣(以下「大臣」という。)の承認を得て補助事業者が適当と認める者

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

①第2(1)、(2)に係る体制

- ア 補助事業者は、間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知を行う。
- イ 補助事業者は、間接補助金の交付申請をする者(以下「申請者」という。)の要望に応じて開催する環境省との意見交換を行うための会議に出席する。
- ウ 補助事業者は、間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)を行う。
- エ 補助事業者は、間接補助金の交付決定を受けた者(以下「間接補助事業者」という。)の指導監督を行う。
- オ 補助事業者は、間接補助事業者が設定した目標達成状況について報告書の提出を求め、報告書の内容を評価し、所見を間接補助事業者に通知するとともに、環境省へ報告する。
- カ 補助事業者は、間接補助事業者からの問合せ等への対応を行うほか、上記に関する付帯業務を行う。

②第2(3)、(4)、(5)に係る体制

- ア 補助事業者は、間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知を行う。
- イ 補助事業者は、間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会(以下「委員会」という。)の設置運営を行う。
- ウ 補助事業者は、間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)を行う。
- エ 補助事業者は、間接補助事業者の指導監督を行う。
- オ 補助事業者は、間接補助事業に対する問合せ等への対応のほか、上記に関する付帯業務を行う。
- カ 補助事業者は、前年度のイにおいて継続実施が可とされた間接補助事業者がある場合は、イ、ウ、エ及びオの業務を行う。

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで第16条並びに第17条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

①第2(1)、(2)

- ア 補助事業者は、申請者が提出する書類について、補助対象事業にかかる間接補助金の交付が法令及び予算に定めるところに違反しないかどうか、補助対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、申請者に補助金を交付すべきと認めたものについて、環境省が指定する様式の書類を作成し、環境省に提出する。
- イ 補助事業者は、アで提出した書類について、環境省と協議の上、交付先を採択

する。

ウ 申請者が提出した書類について変更（ただし、軽微な変更を除く）を伴う場合は、補助事業者が、前段の手続きに準じて、環境省の指定した様式の書類を作成するとともに、環境省と協議を行う。

②第2(3)、(4)、(5)

ア 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、環境省と協議の上、採否に関する審査基準（案）を作成し、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。

イ 補助事業者は、アの審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。

ウ 間接補助金交付先の採択は、環境省環境再生・資源循環局長と協議の上、行うものとする。

エ 補助事業者は、イ及びウに基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、ア、イ及びウに準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省環境再生・資源循環局長に協議することができる。

(12) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第十号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業	事業を行うために必要な工事費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(詳細は別表第2-1に定める。)のうち、別表2-1 枠外下欄備考の(1)に掲げる設備等の整備に係るもの	補助事業者が環境省担当官と協議の上で必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、設備区分に応じ2分の1または3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
	エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業	事業を行うために必要な工事費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(詳細は別表第2-1に定める。)のうち、別表2-1 枠外下欄備考の(2)に掲げる設備等の整備に係るもの	補助事業者が環境省担当官と協議の上で必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

<p>電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備等を導入する事業</p>	<p>事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（詳細は別表第2-2に定める。）</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額 （E V収集車については同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル収集車の価格と第3欄に掲げる経費との差額として大臣が必要と認められた額）</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1（E V収集車については3分の2）を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>熱導管等廃棄物処理により生じた熱を利活用するための設備を導入する事業</p>	<p>事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（詳細は別表第2-2に定める。）</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>廃棄物処理施設からの余熱や発電した電気を地域において有効利用するために、余熱見込量や事業採算性の</p>	<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（詳細は別表第2-3に定める。）</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少な</p>

	検討等を行い 事業としての 実現可能性を 調査する事業			い方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、算出された額が1,500万円を超える場合は、1,500万円を上限額とする
--	--------------------------------------	--	--	--

別表第2-1

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p>	<p>直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。</p> <p>工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。</p> <p>直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。</p> <p>工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。</p> <p><特許使用料> 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。</p> <p><水道高熱電気料> 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。</p> <p><機械器具損料> 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。</p> <p>間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。</p> <p>次に掲げるものについて積算するものとする。</p> <p><運搬費> 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。</p> <p><準備費> 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。</p> <p><仮設費></p>

	付帯工事費	<p>一般管理費</p> <p>土地造成費</p> <p>搬入道路等工事費</p> <p>門囲障等工事費</p> <p>その他工事費</p>	<p>機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。</p> <p><役務費></p> <p>仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。</p> <p><技術管理費></p> <p>品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。</p> <p><営繕損料></p> <p>現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。</p> <p><労務者輸送費></p> <p>労務者輸送に要する費用をいう。</p> <p><安全費></p> <p>交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。</p> <p><現場管理費></p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。</p> <p>当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。</p> <p><土地造成費></p> <p>施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。</p> <p><搬入道路等工事費></p> <p>施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。</p> <p><門及び囲障等工事費></p> <p>敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事</p>
--	-------	--	---

事務費	工事雑費	に必要な最小限度の工事費をいう。 交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に係る職員の給与（退職手当金を除く。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。
	旅費及び庁費	交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人件費並びに物件費〕をいう。

備考

交付対象として上表を適用する設備等の範囲は次のとおりとし、ここに定めのないものはエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルによるものとする。

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

新設に関する事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、要件は次のとおりである。

ア. エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ただし、令和元年度以前に、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）（以下「交付金事業」という。）交付要綱別表1の第3項の施設整備に関する計画支援事業又は第4項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合は、交付金事業の例による。

イ. 二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限る。

ウ. 本事業の補助対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備・その他ごみの焼却に必要な設備

- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑮薬剤、水、燃料の保管のための設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑰前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑱前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑲搬入車両に係る洗車設備
- ⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ㉑前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

エ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ウ. ⑱の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

（2）エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する補助事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、要件は次のとおりである。

ア. あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が5%相当以上削減されるものであり、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備える場合は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定し、事業実施後は全連続運転を行うものであって（ただし、実施要領第3（2）の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域についてはこの限りではない。）、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

ただし、令和元年度以前に、交付金事業交付要綱別表1の第3項の施設整備に関する計画支援事業又は第4項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合は、交付金事業の例による。

イ. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策及び災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

- ①受入・供給設備
- ②前処理設備
- ③メタン発酵設備
- ④燃焼（溶融）設備

- ⑤熱回収（排ガス冷却）設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備
- ⑩焼却残さ熔融設備
- ⑪発酵残さ処理設備
- ⑫給水設備
- ⑬排水処理設備
- ⑭電気設備
- ⑮計装設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑰前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑱前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑲電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

別表第2-2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p>	<p>直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。</p> <p>工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。</p> <p>直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。</p> <p>工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。</p> <p><特許使用料> 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。</p> <p><水道高熱電気料> 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。</p> <p><機械器具損料> 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。</p> <p>間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。</p> <p>次に掲げるものについて積算するものとする。</p> <p><運搬費> 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。</p> <p><準備費> 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。</p> <p><仮設費></p>

	付帯工事費	<p>一般管理費</p> <p>土地造成費</p> <p>搬入道路等工事費</p> <p>門囲障等工事費</p> <p>その他工事費</p>	<p>機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。</p> <p><役務費></p> <p>仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。</p> <p><技術管理費></p> <p>品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。</p> <p><営繕損料></p> <p>現場事務所、試験室、労務者宿舍、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。</p> <p><労務者輸送費></p> <p>労務者輸送に要する費用をいう。</p> <p><安全費></p> <p>交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。</p> <p><現場管理費></p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。</p> <p>当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。</p> <p><土地造成費></p> <p>施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。</p> <p><搬入道路等工事費></p> <p>施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要工事費（準備工事費を含む。）をいう。</p> <p><門及び囲障等工事費></p> <p>敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事</p>
--	-------	--	--

			<p>に必要な最小限度の工事費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に関係ある職員の給与（退職手当金を除く。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品</p>
	測量及試験費		
	工事雑費		
設備費	設備費		
業務費	業務費		
事務費	旅費及び庁費		

			費等の人件費並びに物件費] をいう。
--	--	--	--------------------

別表第 2 - 3

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
人件費	人件費		事業に従事する者の作業時間に対する人件費。
事務費	旅費及び庁費		事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第 3 に定めるものとする。

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。